

## 大洗町物価高騰対策農業者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、肥料価格の高騰により農業者に対する肥料購入費の負担軽減を図るため、肥料を購入した農業者に対し、購入費の一部を補助することについて、大洗町補助金交付に関する規則(昭和52年大洗町規則第22号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の掲げるところによる。

- (1) 肥料 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)に基づき登録または届け出されたものをいう。
- (2) 春肥 令和3年11月から令和4年5月までの期間に購入した肥料をいう。
- (3) 秋肥 令和4年6月から令和4年10月までの期間に購入した肥料をいう。
- (4) 農業者 農業を営み、農業の収入の全部又は一部により生計を立てているものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は次の各号に該当する春肥及び秋肥を購入した農業者とする。

- (1) 令和4年11月1日時点で大洗町に住所を有する者
- (2) 農業収入を得ている者
- (3) 他の市町村において肥料高騰に係る補助金の交付を受けていない者
- (4) 未納となっている町税がない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は別表左欄に掲げる区分に基づき、それぞれ同表の右欄に定める方法により算定するものとする。ただし、補助は10万円を限度とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大洗町物価高騰対策農業者支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 春肥及び秋肥それぞれの購入価格の分かる請求書又は領収書
  - (2) 大洗町物価高騰対策農業者支援事業補助金交付申請に係る誓約書兼同意書(様式第1号(1))
- 2 前項の規定による申請は、令和4年12月28日までにを行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、大洗町物価高騰対策農業者支援事業補助金交付(不交付)決定通知書兼支払通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は前項の規定により交付を決定したときは速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消)

第7条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付額の

全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
  - (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年11月1日から施行する

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前にした行為に対する第7条及び第8条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

別表 (第4条関係)

区分	補助金の算定
春肥	補助金の額 = 【購入金額 - (購入金額 ÷ 価格上昇率)】 × 補助率 ※価格上昇率：1.1、補助率：1.0
秋肥	補助金の額 = 【購入金額 - (購入金額 ÷ 価格上昇率 ÷ 使用量低減率)】 × 補助率 ※価格上昇率：1.4、使用量低減率：0.9、補助率：0.3